

1 国際政策の推進

(1) アジア・ブロードバンド計画の策定

アジアにおけるブロードバンド環境の整備

国際インターネット網の整備など世界的に均衡のとれたIT社会の実現に向け、e-Japan重点計画2002及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月閣議決定）では、アジア地域におけるブロードバンド環境の整備のため、「アジア・ブロードバンド計画」を策定し、具体的なアクションプランを策定することとされた。これらを受け、総務省では、「アジア・ブロードバンド計画」の策定に当たり、基本方針を提言する場として、平成14年7月から「アジア・ブロードバンド戦略会議」を開催し、その

検討結果が、同年12月に開催された第2回会合において、議長総括として取りまとめられた。また、総務省では、「アジア・ブロードバンド計画」の具体的な計画内容及び計画達成のためのアクションプランを検討する場として、平成14年7月から「アジア・ブロードバンド計画研究会」を開催し、同年12月に報告書が取りまとめられた。

総務省では、これらの検討結果等を踏まえ、関係府省とともに、平成15年3月、「アジア・ブロードバンド計画」を策定した（図表）。

図表 アジア・ブロードバンド計画（概要）

目標（2010年）

すべての人々がブロードバンドへアクセス（各種公共施設からのアクセスを含む）
 各国間を直接つなぐ十分な帯域の国際ネットワークの整備、アジア・北米間、アジア・欧州間の情報流通量を北米・欧州間の情報流通量と均衡化
 ネットワークのIPv6への移行、情報通信技術でアジアが世界をリード
 人々が安心して情報通信技術を利用できる環境の整備
 文化的財産等のコンテンツのデジタル・アーカイブ化
 主要言語間の機械翻訳技術の開発・実用化
 情報通信分野の技術者・研究者を大幅に増加

→ アジア域内の情報流通が活性化し、アジアが世界の情報拠点に

施策に関する基本的な方針

G8九州・沖縄サミット（2002年7月）に際して、我が国が国際的デジタル・ディバイド問題解消のために、5年で150億ドル程度を目途とした公的資金による包括的協力策を発表したことにかんがみ、施策は2005年度までに重点的に実施

具体的な施策

1 ブロードバンドに係るネットワーク・インフラの整備のための施策

- ・ 開発途上国等のネットワーク・インフラ整備支援（無線を活用したアクセス網、IPネットワーク構築を含む）
- ・ 域内の国際ネットワーク・インフラの整備推進（各国民間事業者取組支援、国際IX構築のための共同実験等）
- ・ ネットワーク・インフラ技術の開発・実用化（超高速インターネット衛星、第3世代携帯電話等）
- ・ 研究開発・標準化活動の推進
- ・ 人材育成・人材交流

2 ブロードバンド普及のための関連施策

- (1) 共通の基盤の整備
 - ・ セキュリティの確保（アジアでの国際連携強化、安全なサービスプラットフォーム構築のための実証実験等）
 - ・ 知的財産権のルール整備・運用適正化
 - ・ IPv6の普及推進（IPv6移行ノウハウのアジアへの移転、共同実験）等
- (2) ブロードバンドを活用したアプリケーションの推進（電子政府、eラーニング等）
- (3) デジタル・コンテンツの流通促進
 - ・ 多言語翻訳技術の開発等
 - ・ 文化的財産等のデジタル・アーカイブ化への支援
- (4) 国家戦略、政策・制度の整備等への支援
- (5) 開発途上国に対する支援の推進（情報通信技術を活用した案件の推進、ODAに関し我が国からの積極的な案件形成の推進、複数国を対象とする案件の実施）

1 国際政策の推進

(2) 二国間・多国間での取組

積極的な対話による国際協調と国際理解の推進

1 二国間での主な取組

(1) 「成長のための日米経済パートナーシップ」

2001年6月、米国キャンプデービッドにおいて開催された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて持続可能な成長のために協調することを目的とした「成長のための日米経済パートナーシップ」の立ち上げが発表され、次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ等が設置された。

総務省は、規制改革及び競争政策、投資等を扱うこの枠組みに対し、2002年5月に開催された次官級経済対話に参加するなどの取組を行っている。また、規制改革及び競争政策イニシアティブについては、2002年6月、カナナスキス・サミットに先立って行われた日米首脳会談の際に、本イニシアティブの下での進展状況をまとめた第一回報告がなされた。

(2) 「日EU行動計画」

2001年12月、ベルギーのブラッセルにおいて開催された日EU定期首脳協議において、「日EU行動計画」が採択された。これは、日EUの今後10年間（2001～2010年）の協力の分野及びその内容をまとめたものである。特に、ICT分野に関しては、「グローバルな情報社会」の創設、発展に向け、日・EUが「次世代移動体通信システム（4G）」、「競争促進のための規制改革及びその実施のための協力」、「電子署名・認証」、「IPv6の導入促進」等の分野で協力を行うこととしている。なお、2002年7月の日EU定期首脳協議において、上記の行動計画を着実に実施・発展させるため、「新たな運営グループ」が設置された。第1回会合は同年9月にデンマークで、また、第2回会合は2003年3月に東京で開催され、行動計画の進捗状況及び今後協力を進めるべき重点分野等について協議を行った。

2 多国間での主な取組

(1) WTOにおける新ラウンドのスタート

2001年11月にカタールのドーハで採択された閣僚宣言により新ラウンド交渉（交渉期間は2005年1月まで）が開始された。我が国は、2002年6月末に全加盟国に対してサービス分野に関する自由化要望を提出

した。また、我が国に対して各国から寄せられた自由化要望に対し、2003年3月末に自由化案を提案した。このように、我が国はサービス分野の更なる自由化を目指し、積極的な取組を行っている。2003年9月にメキシコのカンクーンにおいて開催される第5回閣僚会議においては、新ラウンド交渉全体の進捗状況についての評価が行われる予定である。

情報通信分野においては、我が国は、通信事業者に対して一律に課せられる外資規制の撤廃、競争促進的な規制の枠組みを定めた「参照文書」の採択等を各国に対して求めている。また、電子商取引に関する環境整備、政府調達協定の見直しをめぐる議論等にも積極的に参画している。

(2) APEC

APECでは、電気通信・情報産業大臣会合の第5回会合が2002年5月上海にて開催され、「情報通信インフラのセキュリティ声明」等を含む「上海宣言」を採択した。本宣言に基づき、電気通信・情報通信ワーキンググループ（TEL）において、情報通信関連のビジネスの円滑化、技術協力、自由化、セキュリティ等に関する各種検討を行っている。我が国は、TELの下の方分科会議長／副議長等を総務省より継続的に輩出しているなど、これらの会合に主体的に対応しており、APECの情報通信関連の取組に積極的に参画している。

(3) OECD

OECDでは、情報コンピュータ通信政策委員会（ICCP）において、作業部会を設け、情報通信分野の検討を行っている（図表 ）。

OECDの経済開発検討委員会（EDRC）は、OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般及び構造調整問題について定期的に国別審査を行い、審査対象国に政策勧告を行っている。

2002年の対日審査報告書では、日本の電気通信分野については、「最も規制の枠組みが進んでおり、いくつかの（事業）区分においては、大幅に競争が進展し、かつてOECD域内で最も高いレベルにあった価格も低下した」と記載されており、我が

国で進められてきた電気通信市場への規制政策が肯定的に評価された(図表)

(4) G8サミット

G8サミット(主要国首脳会議)では、1994年のナポリ・サミット以来、情報通信関連のテーマが毎年取り上げられている。特に、2000年7月に開催された九州・沖縄サミット首脳会合においては、「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」(IT憲章)が採択された。また、同憲章を受けて、国際的デジタル・ディバイド解消に向けた関係者間の協力強化のために、G8(政府・ビジネス・NPO)、EU、開発途上国、ITU、世界銀行、UNDP等の国際機関、WEF、GBDe等ビジネス団体等の参加により構成される「デジタ

ル・オポチュニティ作業部会(ドット・フォース: Digital Opportunity Task Force)」が設立された。

ドット・フォースは、2001年5月、G8シェルバ(首脳個人代表)に対し、国際的な情報格差(デジタル・ディバイド)解消に向けた行動計画(ジェノバ行動計画)等を提出した。また、2002年6月に開催したカナナスクス・サミットでは、ジェノバ行動計画の実施状況をレビューし、G8首脳はそのイニシアティブを歓迎した。さらに、同サミットにおいて、アフリカにおけるデジタル・オポチュニティの創出を支援する方法等を取りまとめた「G8アフリカ行動計画」が採択された(図表)

図表 情報コンピュータ通信政策委員会(ICCP)の各作業部会概要

- 1 情報セキュリティ・プライバシー作業部会(ISP)
情報セキュリティの保護及び個人情報保護等
- 2 電気通信・情報サービス政策作業部会(TISP)
電気通信分野の規制政策全般、ブロードバンドの発展、電子商取引の推進、インターネットの普及等
- 3 情報経済作業部会(IE)
情報社会や情報通信の経済・社会への影響調査等
- 4 情報社会指標作業部会(IIS)
ICTの定義付け、統計データの収集等

図表 OECD2002年対日審査報告書(抜粋)

ネットワーク分野の規制は、実施面と規制機関への適切な人材雇用に注意を払いつつ、一層進展される必要がある。ネットワーク分野において、最も規制の枠組みが進んでいるのは、電気通信分野である。いくつかの(事業)区分においては、大幅に競争が進展し、かつてOECD域内で最も高いレベルにあった価格も低下した。価格の低廉化は、IT技術の利用を促進するという政府の政策の助けとなるだろう。

(出典) OECD2002年対日審査報告書「評価と勧告」

図表 アフリカ行動計画概要

- | アフリカ行動計画概要 | |
|------------|--|
| 1 | ドットフォースのイニシアティブをアフリカに焦点を当てることを奨励 |
| 2 | 国内、地域内及び国際的な電気通信並びにICTに関する規制及び政策を向上させ、もってICTへのアクセスの普遍化に向けて努力 |
| 3 | ICTインフラ整備を迅速に実施するため、官民のパートナーシップ発展を奨励 等 |

1 国際政策の推進

(3) 日中韓における協力・協調

第1回日中韓情報通信大臣会合を開催

2002年9月、モロッコのマラケシュにおいて、日中韓3か国の情報通信分野における相互理解及び協力・連携の促進を目的として、日本の片山総務大臣、中国の呉情報産業部長及び韓国の李情報通信部長官との間で、3か国の民間企業、研究機関等の関係者同席のもと、第1回目の日中韓情報通信大臣会合が開催さ

れた。

会合では、情報通信分野における日中韓協力の推進に関し、東アジア文化圏に対応した情報通信研究開発協力を推進するなど、情報通信分野の一層の発展に向けて協力を推進していくことで意見が一致し、会合の成果を共同宣言として採択した（図表）

図表 第1回日中韓情報通信大臣会合の成果（概要）

政策対話の推進

競争政策、ブロードバンド導入政策等について一層の協調を図るため、3国の政策対話を強化

第3世代携帯電話に関する協力の推進

第3世代携帯電話に関するシステム・アプリケーションの技術等について情報交換を推進

IPv6に関する共同実験の実施

3か国の官民共同研究を一層推進

日本企業が参加し、2002年11月に北京で初めてのIPv6実環境実験を実施

標準化の促進

3か国の標準化機関による対話の促進

情報通信分野におけるASEAN+3連携の確立

情報通信分野における日ASEAN連携を受け、同分野の日中韓によるASEAN+3の枠組みづくりに向けて取り組むことで合意

東アジア文化圏に対応した情報通信研究開発協力

日中韓共通のポータルサイト実現に向けての共同研究

2008年北京オリンピックに向けたICT協力

2002年ワールドカップにおいて日韓で高精細度映像伝送実験を行った経験を踏まえ、2008年北京オリンピックにおいて、ブロードバンド環境で大容量映像伝送を円滑に行えるよう研究協力を推進

放送に関する技術協力の推進

3国間の番組交換を容易にし、番組交流を促進するため、番組制作、送出技術等に関し、交流を進めていく

第9節 国際戦略の推進

1 国際政策の推進

(4) 世界情報社会サミット (WSIS)

アジア太平洋地域会合において、WSIS東京宣言を採択

1 世界情報社会サミットの概要

世界情報社会サミットは、1998年に米国ミネアポリスで開催されたITU全権委員会議における決議や2001年及び2002年の国連総会における決議を踏まえ、国連行事として開催されることとなっている。本サミットは、情報社会についての共通ビジョンの確立及び理解の促進を図り、このビジョンの実現に向けて協調的に発展を遂げるための宣言及び戦略的な行動計画を策定することを目的としている。本サミット開催に向けた準備においては、ITUが主導的役割を果たしており、アジア太平洋、欧州、アフリカ、アラブ、ラテンアメリカ・カリブの各地域での地域会合等を経て、2003年12月にジュネーブで、2005年

11月にチュニジアのチュニスで計2回の各国首脳レベルによるサミット本会合が開催される予定となっている。

2 アジア太平洋地域会合の結果

2003年1月、47か国から約600人が出席したアジア太平洋地域会合が東京で開催された。全体会合では、アナン国連事務総長（代読）、内海ITU事務総局長、小泉内閣総理大臣、片山総務大臣等がスピーチ等を行い、また、パネルディスカッションでは、インフラ整備、教育等のアプリケーション、情報セキュリティの確保、サイバー犯罪等への対応等が議論された。最終日の全体会合においては、「WSIS東京宣言」が採択された（図表）。

図表 WSIS東京宣言の特徴及び概要

【宣言の特徴】

- (1) 多様性の下でのユビキタス・ネットワークの確保
- (2) ブロードバンドの有用性と重要性
- (3) 各国政府、国際機関、民間企業、NGOの積極的参画

【宣言の概要】

- (1) 情報社会像の共有
- (2) アジア太平洋地域における情報社会の特徴
- (3) 域内における情報社会の展開
 - (ア) 優先分野
 - インフラ構築
 - ネットワークへのアクセス確保
 - 言語・文化の多様性の確保とローカル・コンテンツの促進
 - 人材開発
 - 制度的枠組みの構築
 - 知的所有権と公益の均衡
 - ICT関連セキュリティの確保
 - 関係者間のパートナーシップの構築
 - (イ) 分野横断的活動
 - e-government、e-business、e-learning、e-health、コミュニティ、ICTセンター
 - (ウ) 国家・国際地域情報戦略(e-Strategy)の策定

2 国際協力の推進

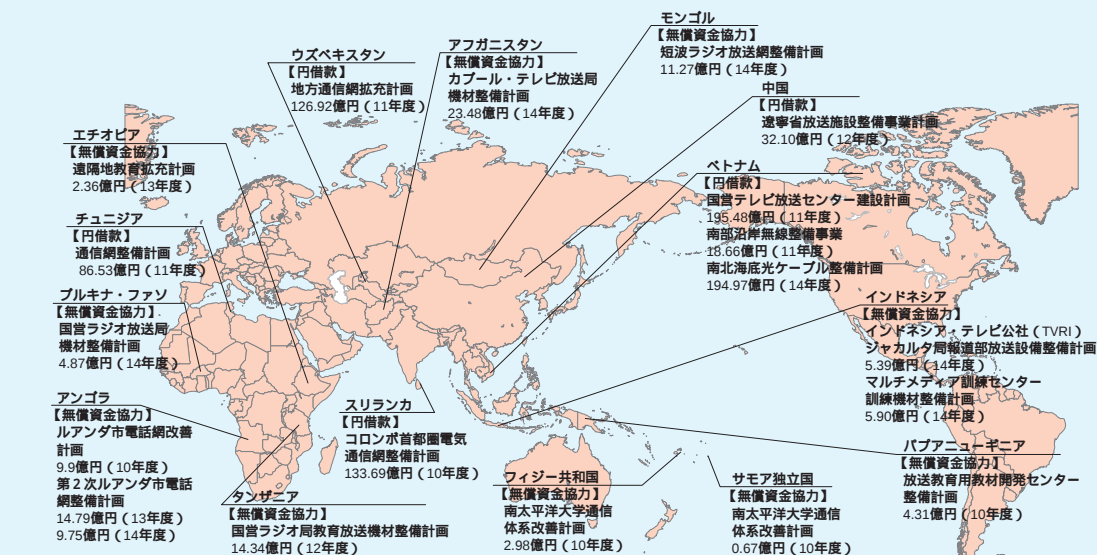
開発途上国に対する我が国の貢献

情報通信は、経済の発展、雇用の拡大、国民生活の向上等をもたらすインフラとして、大きな期待が寄せられている。開発途上国においては、人口100人当たりの電話普及率が1台にも達しない国が30か国程度存在するなど、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）が拡大しており、開発途上国を含め、世界的に情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきている。

総務省としても、IT分野の人材育成支援、開発途上国の情報通信主管官庁との政策対話を通じたIT政

策・制度策定支援、国際共同実験の実施等による情報通信基盤整備への支援及び国際的なデジタル・ディバイドの解消のためにグローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施するとともに、外務省、国際協力事業団（JICA）、国際協力銀行（JBIC）等と協力し、ODA（政府開発援助：Official Development Assistance）を中心に、開発途上国における情報通信分野の持続的発展に貢献している（図表、 ）。

図表 過去5年間の資金協力の状況（平成10年度～14年度）



1 総務省所管情報通信分野の関連案件のみを掲載
2 無償資金協力、円借款は交換公文ベース

図表 技術協力の実施状況（平成14年度）

	電気通信関係	放送関係	合計
研修員受入(人)	440 (437)	48 (62)	488 (499)
専門家派遣(人)	35 (65)	7 (15)	42 (80)
プロジェクト方式 技術協力(件)	4 (3)	0 (0)	4 (3)
開発調査(件)	0 (4)	0 (0)	0 (4)

1 総務省所管の関連案件のみを掲載
2 ()内は平成13年度実績
3 研修員受入については、総務省ODA予算による研修に係る人数を含む

3 国際標準化活動の推進

迅速な勧告承認、フォーラムとの連携等の標準化活動の改革

情報通信分野の国際標準化では、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）が中核的な役割を果たしている。ITUにおいては、電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）及び無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）が標準化活動を行っている。

1 ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、電気通信標準化の技術・運営等の問題の研究や勧告作成等を行っている。ITU-Tでは、技術分野ごとに12の研究委員会（SG）及び第3世代携帯電話を含む将来の移動通信に関して研究を行う特別研究委員会（SSG）を設置して電気通信の標準化に関する技術的検討を進めており、また、ITU-Tの戦略や作業の優先順位、作業方法及び体制の改善等について検討する電気通信標準化アドバイザーグループ（TSAG）を設置してITU-T全体の作業方法の改善を行っている。

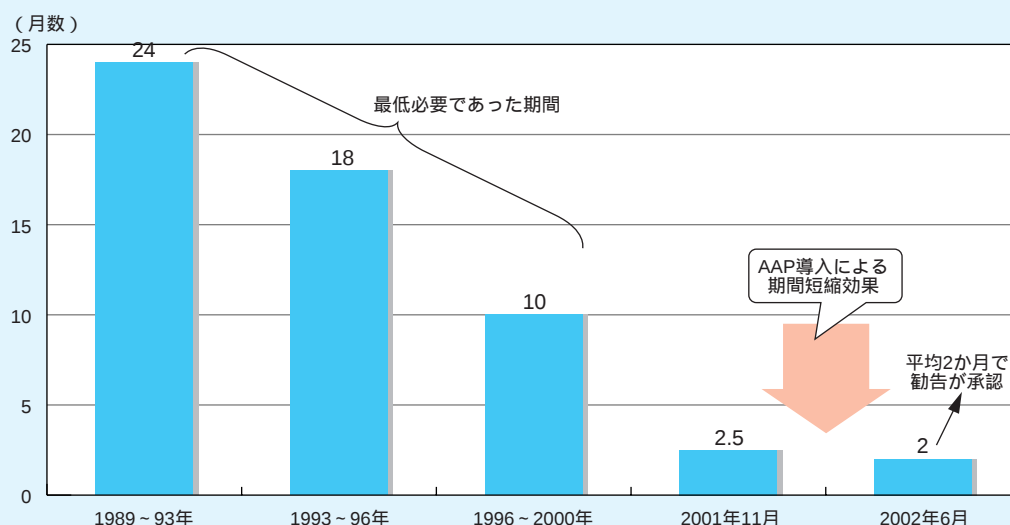
我が国では、ITU-Tにおける活動に対し、1名のSG議長及び7名のSG副議長をはじめ数多くの役職を引き受けるとともに、勧告作成に向けて多数の寄与文書を提出し、SG等会合に多数の専門家が出席している。

ITU-Tでは、情報通信環境を取り巻く急速な変化に

対応した迅速な標準化作業（勧告の策定）を行うため、作業方法の見直し等が進められおり、ITU-Tの活動の方向性を決める会議である世界電気通信標準化総会（WTSA-2000：World Telecommunication Standardization Assembly-2000：2000年9～10月開催）において、規制又は政策への影響を伴わない勧告については、SG会合を開催せずに電子的な手段（電子メール、ウェブ等）を活用して、迅速な勧告承認を可能とする「代替承認手続」（AAP：Alternative Approval Process）の導入を決定した。AAPの導入により、大半のITU-T勧告の承認手続に要する期間が2か月程度に短縮され、迅速な勧告承認を実現している（図表）。

また、ITU-Tでは、柔軟な作業体制の構築のため、近年活発な標準化活動を展開しているフォーラムや地域／国内標準化機関等が戦略的なパートナーであるべきとの認識の下、これらとの連携に積極的に取り組んでいる。ITU-Tでは、活動目的、入会のオープン性、標準化手続の公正性等に関して一定の基準を満たすフォーラムや地域／国内標準化機関等との間で、情報交換のための手続（A.4、A.6）、勧告においてそれらの標準を参照する手続（A.5）を定めており、2003年4月現在、31団体と提携関係を構築している（図表）。

図表 ITU-T勧告の承認手続に要する期間の推移



2 ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、無線通信規則の改正、無線通信の技術・運営等の問題の研究や勧告作成及び周波数の割当・登録等を行っている。現在、ITU-Rでは、技術分野ごとに、周波数管理（SG1）電波伝搬（SG3）固定衛星業務（SG4）放送業務（SG6）科学業務（SG7）移動等業務（SG8）固定業務（SG9）の7つの研究委員会（SG）を設置して無線通信に関する技術的検討を進めている。また、ITU-Rの作業の優先順位及び戦略等の見直し、作業計画の進捗状況の評価を行う無線通信アドバイザリグループ（RAG）を設置し、ITU-R全体の作業方法の改善を行っている。

我が国では、ITU-Rにおける活動に対し、1名のSG議長及び3名のSG副議長をはじめ数多くの役職を引き受けるとともに、勧告作成に向けて多数の寄与文書を提出し、SG等会合に多数の専門家が出席している。

2003年6月には、ITU-R部門全体の作業方法の見直しや、勧告及び次研究会期の研究課題の承認等を行う、2003年ITU無線通信総会（RA-03）が開催される予定である。RA-03に提出される勧告案については、我が国は、SG会合等に参加し、必要に応じて寄与文書を提出するなど、積極的に貢献しており、我が国の意見が広く反映されたものとなっている。また、次会期の研究課題案については、我が国の無線通信システムの発展、周波数の有効利用等にいずれも必要なものと認められることから、基本的に支持を行っていく。

また、作業方法の見直しに関しては、現在、郵便投票により2段階で行われている勧告承認手続を1段階に統合する「加速承認手続」の導入について合意が得られ、RA-03において審議されることとなっている。本手続の導入により、勧告承認に要する期間は、現行の最短7か月から最短3か月に短縮される。

図表 ITU-T勧告A.4、A.5、A.6の対象として承認されたフォーラム・標準化機関等

(平成15年(2003年)4月現在)			
フォーラム、地域/国内標準化機関等	A.4 ¹	A.5 ²	A.6 ³
ARIB ((社)電波産業会)		○	○
ASN.1 Consortium	○		
ATM Forum	○	○	
Committee T1 (Sponsored by ATIS)		○	○
CWTS (China Wireless Telecommunication Standard Group)		○	○
DSL Forum	○	○	
ECMA Standardizing Information and Communication Systems		○	○
ETIS (e- and telecommunication information services)	○		
ETSI (European Telecommunications Standards Institute)		○	○
FRF (Frame Relay Forum)	○	○	
IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers)		○	○
IMTQ (Multimedia)	○		
IPDR Organization	○		
IPv6 Forum	○		
ISOC/IETF (Internet Society/Internet Engineering Task Force)		○	
JCTEA ((社)日本CATV技術協会)		○	○
MET (Metro Ethernet Forum)	○	○	
MPLS Forum (Multi Protocol Label Switching Forum)	○	○	
MSR (Multiservice Switching Forum)	○		
NIST (National Institute of Standards and Technology)		○	○
OASIS	○	○	
OIF (Optical Internetworking Forum)	○	○	
OMG (Object Management Group)	○	○	
SCTE (Society of Cable Telecommunications Engineers)		○	○
SDL Forum Society	○		
SMPTE (Society of Motion Picture and Television Engineers)			○
TIA (Telecommunications Industry Association)		○	○
TM Forum (Tele Management Forum)	○	○	
TTA (Telecommunications Technology Association)		○	○
TTQ ((社)情報通信技術委員会)		○	○
W3C (World Wide Web Consortium)	○	○	

1 A.4 : ITU-Tとフォーラム等間の情報交換手続

2 A.5 : ITU-T勧告に他の組織の文書の参照を含めるための一般的手続

3 A.6 : ITU-Tと地域/国内標準化機関間の協力及び情報交換手続